

F-16 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に断固反対する意見書

平成29年5月3日、米太平洋空軍は米コロラド州バックリー空軍基地所属のF-16戦闘機12機と約250人の航空兵を月内に嘉手納基地に暫定配備すると発表し、翌日4日に8機、5日に2機が飛来した。米太平洋空軍は、配備期間及び具体的な訓練の詳細は明らかにしていないが数ヶ月にわたり配備されることが見込まれ、騒音がさらに増大することは必至であり町民生活に与える影響は計り知れない。

また、同型機は今年4月、飛行訓練中に米東部メリーランド州の山林へ墜落しており、町民は昼夜問わず轟く航空機騒音及び悪臭に苛まされるなか、いつ墜落するかわからない不安と恐怖に駆られており、到底容認することはできない。

近年だけでも平成27年1月にウィスコンシン州軍、同年6月にバーモント州軍、同年10月にはオクラホマ州軍が嘉手納基地へ暫定配備されており常態化しつつある。米軍再編により嘉手納基地所属F-15戦闘機等が県外、国外にて訓練を行う間も、今回のように新たな部隊が飛来し飛行訓練を実施し、騒音被害が増大しているのが実態であり強い憤りを禁じ得ない。

日米両政府は、平成18年の米軍再編ロードマップで合意された嘉手納飛行場の負担軽減を速やかに実施し取り組みを強化するとともに、町民の切なる願いに真摯に耳を傾けることを強く求める。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、F-16戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に断固反対し、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 F-16戦闘機の嘉手納基地での飛行訓練を中止し、即時撤退させること。
- 2 全ての外来機の嘉手納基地への飛来を禁止すること。
- 3 騒音防止協定を遵守し航空機騒音の軽減を図ること。
- 4 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年5月11日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣

外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

F-16 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に断固反対する抗議決議

平成29年5月3日、米太平洋空軍は米コロラド州バックリー空軍基地所属のF-16戦闘機12機と約250人の航空兵を月内に嘉手納基地に暫定配備すると発表し、翌日4日に8機、5日に2機が飛来した。米太平洋空軍は、配備期間及び具体的な訓練の詳細は明らかにしていないが数ヶ月にわたり配備されることが見込まれ、騒音がさらに増大することは必至であり町民生活に与える影響は計り知れない。

また、同型機は今年4月、飛行訓練中に米東部メリーランド州の山林へ墜落しており、町民は昼夜問わず轟く航空機騒音及び悪臭に苛まされるなか、いつ墜落するかわからない不安と恐怖に駆られており、到底容認することはできない。

近年だけでも平成27年1月にウィスコンシン州軍、同年6月にバーモント州軍、同年10月にはオクラホマ州軍が嘉手納基地へ暫定配備されており常態化しつつある。米軍再編により嘉手納基地所属F-15戦闘機等が県外、国外にて訓練を行う間も、今回のように新たな部隊が飛来し飛行訓練を実施し、騒音被害が増大しているのが実態であり強い憤りを禁じ得ない。

日米両政府は、平成18年の米軍再編ロードマップで合意された嘉手納飛行場の負担軽減を速やかに実施し取り組みを強化するとともに、町民の切なる願いに真摯に耳を傾けることを強く求める。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、F-16戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に断固反対し、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 F-16戦闘機の嘉手納基地での飛行訓練を中止し、即時撤退させること。
- 2 全ての外来機の嘉手納基地への飛来を禁止すること。
- 3 騒音防止協定を遵守し航空機騒音の軽減を図ること。
- 4 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化を中止すること。

以上、決議する。

平成29年5月11日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長